

古着の拠点回収について

1 概 要

令和3年4月の会津若松市一般廃棄物処理基本計画の改訂により、本市の燃やせるごみの減量化を図るため、令和3年度から家庭において「燃やせるごみ」として排出していた古着のうち、「状態の良い古着」を資源化品目として拠点回収を行った。回収した「古着」は資源物として、会津若松再生資源協同組合（以下、再生）に売却した。

2 回収方法

市職員が回収場所に設置された専用の回収ボックスから週1回程度の回収。設置場所管理者から連絡を受けたときは随時回収。

3 対象品目

「状態の良い衣料品のうち下記品目」

子ども服、コート、ジャケット、ジャンパー、ジャージ、ジーンズ、スーツ、スウェット、スカート、ズボン、セーター、短パン、Tシャツ、トレーナー、ネクタイ、ブラウス、ベビー服、ポロシャツ、ワイシャツ（※ダウン・綿類不可）

4 回収場所

市公共施設 12 施設

原則、各施設の開庁日の午前8時30分から午後5時

①市役所栄町第二庁舎	②生涯学習総合センター	③北会津支所
④河東支所	⑤湊基幹集落センター	⑥大戸市民センター
⑦北市民センター	⑧南市民センター	⑨一箕市民センター
⑩東市民センター	⑪廃棄物対策課（神指町南四合）	⑫神指分館 ⇒※令和5年度より

5 リサイクル先

市 → 再生 → 中商 → 海外（主に東南アジアのマレーシア）に輸出され、再利用（そのままの状態の販売）される。

6 回収実績

(1) 会津若松再生資源協同組合報告分

単位：kg

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
令和3年度	—	—	—	—	—	3,910	3,410	4,020	2,030	1,090	1,490	2,430	18,380	2,626
令和4年度	3,230	4,030	2,310	2,060	2,190	2,130	3,310	3,160	1,740	1,700	1,370	2,720	29,950	2,496
令和5年度	2,940	3,950	2,150	2,880	2,260	1,100	3,850	2,620	1,940	2,060	1,550	1,840	29,140	2,428
令和6年度	3,790	3,660	2,810	3,230	2,200	2,090	3,170	2,290					23,240	2,905

※ 令和6年11月分まで